

平成30年4月23日

弁護士 道本 幸伸 先生  
( FAX 03-3234-0977 )

弁護士 笠井直人



## ご回答

拝復 時下益々ご清祥の段慶賀申しあげます。

さて、先生より「第二東京弁護士会 会長 笠原直人」宛に頂戴した平成30年4月9日付け「質問書」に対し、下記の通りご回答申し上げます。なお、私の名前は「笠井」直人ですので、お含みおき下さい。

敬具

## 記

## 1. 質問書第1項について

冗費削減のためには、先ずは、第二東京弁護士会会則第24条により総会での議決事項とされている予算の内容を検討する必要があります。

そこで当職は、6名の副会長らと共に、就任直後より、一般会計及び特別会計のすべての項目の金額について、無駄がないかなどの検討を行ってまいりました。例えば、一般会計のうちの事業費については、二弁にある50前後の委員会等それぞれから昨年度中に提出されていた予算要望書の全てを、ひとつひとつ精査する必要がありました。そして、4月22日(日)に理事者と二弁事務局管理職が一堂に会し、ほぼ1日かけて予算会議を行い、ようやく予算の案がほぼ固まりました。今後はこの予算の案について、会計規則第12条に基づき財務委員会に、さらに同規則第13条に基づき常議員会に付議した後、本年5月に開催される定期総会で議決してもらう必要があります。

また、予算が議決されたとしても、予算で認められた範囲での支出が当然に認められる訳ではなく、理事者は、事務局から日々大量に上がってくる支出に関する稟議書について、無駄がないか都度決裁を行うことになります。そして、多額

の支出などについては、原則として毎週開催される理事者会でその適否について協議を行うことになります。

以上が冗費削減に関する手続と内容ですが、会費の減額については、以下の手続と内容が必要となります。

会費は会規で定められているため、最終的には総会で会規改正を行わなければならないところ、その改正案の内容を検討するためには、最低でも昨年度の決算と今年度の予算が確定していることが必要になるほか、来年度以降の收支予想も行う必要があります。加えて、現在、いわゆる谷間世代の救済をどうするかについて日本弁護士連合会において議論が行われており、そこでの結論を踏まえて、単位会における救済策を検討することになり、場合よっては今年度中に二弁でも今後相当の支出を伴う支援策を行うことになる可能性があります。会費の減額案を策定するためには、これらの資料やデータを勘案し、財務委員会とも協議しながら検討を重ねる必要があり、その案ができた暁には、常議員会での議決を経て臨時総会を開催し、臨時総会で会則改正の決議を行う必要があります。

## 2. 質問書第2項について

予定はございません。

以上